

第3回 鴨川市地域福祉推進会議

日 時 平成27年3月24日（火）午後1時30分～
場 所 鴨川市ふれあいセンター 2階 研修室

1. 開 会

2. あいさつ

3. 委員長の選出、会議録署名人の選任

4. 議 件

（1）平成25・26年度の取り組み状況について【資料1】

（2）平成27年度における重点的取り組み事項について【資料1】

（3）鴨川市地域福祉計画の評価方法について 【資料2】

（4）次回会議の開催時期について

5. そ の 他

6. 閉 会

○配布資料

【資料1】鴨川市地域福祉計画重点項目・基本的施策の展開（平成25・26年度）

【資料2】鴨川市地域福祉計画の評価方法について

鴨川市健康福祉推進計画（概要版）

第3回鴨川市地域福祉推進会議 席次表

日 時 平成27年3月24日(火) 午後1時30分
場 所 鴨川市ふれあいセンター 2階研修室

	○ 鴨川市心身障害者 (児)福祉会会長 栗原定雄 委員	○ 鴨川市老人クラブ 理事 篠原榮治 委員	
○ NPO法人タナギ 理事長 鎌田麻子 委員			○ 鴨川市ボランティア 連絡協議会会長 井田眞一 委員
○ 鴨川市子ども会 育成連盟会長 仲澤 博 委員			○ 鴨川市民生委員 児童委員協議会会長 榎本 豊 委員
○ 鴨川市商工会 商業部会長 四井与志雄 委員			○ 鴨川市社会福祉 協議会会長 服部克巳 委員
○ 鴨川市主任児童委員 根本礼子 委員			○ 城西国際大学大学院 福祉総合学研究科長 増子勝義 委員

○議長(委員長)		○福祉課 課長 羽田 幸弘	
○健康推進課 主任保健師 田中 和代	○健康推進課 課長 牛村 隆一	○地域ささえあい係 主査 石渡 一光	○福祉課 課長補佐 大久保 孝雄

鴨川市地域福祉推進会議 委員名簿

No.	選出区分	所属(職名)	氏 名	備 考
1	学識経験者	城西国際大学大学院 福祉総合学研究科長	マシコ カツヨシ 増子 勝義	
2	福祉事業関係者	鴨川市社会福祉協議会会長	ハットリ カツミ 服部 克巳	
3		鴨川市民生委員児童委員協議会会長	エノモト ユタカ 榎本 豊	
4		鴨川市ボランティア連絡協議会会長	イ ダ シンイチ 井田 真一	ボランティア団体代表
5		鴨川市老人クラブ連合会理事	シノハラ エイジ 篠原 榮治	高齢者団体代表
6		鴨川市中心身障害者(児)福祉会会長	クリハラ サダオ 栗原 定雄	身体障害者、知的障害者 団体代表
7		NPO法人タナギ理事長	カマダ マヤコ 鎌田 麻子	精神保健福祉士
8	地域団体等の関係者	鴨川市子ども会育成連盟会長	ナカザワ ヒロシ 仲澤 博	
9		鴨川市商工会 商業部会長	シ イ ヨ シ オ 四井 与志雄	
10		鴨川市主任児童委員	ネモト レイコ 根本 礼子	鴨川市国際交流協会理事

○鴨川市地域福祉推進会議設置要綱

平成 24 年 3 月 23 日

告示第 30 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定により本市が策定した鴨川市地域福祉計画(以下「計画」という。)の推進に当たり、住民、福祉事業関係者等の意見を聴くため、鴨川市地域福祉推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 計画に基づく施策の総合的な調整に関すること。
- (2) 計画の推進及び見直しに関すること。
- (3) 他の健康福祉施策との調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、地域福祉に関して市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉事業関係者
- (3) 計画の推進に関連する地域団体等の関係者

3 推進会議に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 5 条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員を出席させることができる。

5 委員長は、委員以外の関係者から意見を聴くことができる。

(検討部会)

第 6 条 地域福祉に係る専門の事項を調査し検討するため、推進会議に検討部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮り定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(初回の会議における招集の特例)

2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、初回の会議については、市長が招集する。

(失効)

3 この告示は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

鴨川市地域福祉推進会議の会議について

当会議の運営等については、「鴨川市地域福祉推進会議要綱」に定めるほか、以下のとおりとする。

1 会議の公開、会議録の作成及び公表について

会議の公開、会議録の作成及び公表については、鴨川市情報公開条例（平成18 年鴨川市条例第 6 号）、鴨川市附属機関等の設置及び運営等に関する指針（平成17 年 7 月 4 日制定）及び鴨川市附属機関等の会議の公開に関する実施要領（平成17 年 7 月 4 日制定）に基づき実施するものとする。

（1）会議の公開

- ① 会議は、原則として公開する。ただし、次の場合は、議事を単位として会議を非公開とすることができる。
 - ・ 法律、条令等に会議を非公開とする旨の定めがあるとき。
 - ・ 審議が妨害され、率直な意見交換が不当に損なわれるおそれや、委員に対する圧力により意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあると認められる相当の理由がある場合
 - ・ 鴨川市情報公開条例（平成18年鴨川市条例第 6 号。以下「条例」という。）第 7 条各号のいずれかに該当する情報を含む事項の審議を行う場合
- ② 会議の傍聴に関する手続等は、別記 1 「傍聴要領」のとおりとする。

（2）会議の非公開の決定

- ① 委員長は、開催しようとする会議を非公開とする場合は、その決定を次の各号のいずれかの方法により行うものとする。
 - ・ 会議における議決
 - ・ 委員全員による個別の承認
 - ・ その他附属機関等が定める方法
- ② 委員長は、会議を非公開とすることを決定した場合は、その理由を明らかにしなければならない。

2 会議録の作成及び公表

- ① 会議終了後速やかに次の事項を記載した会議録を作成するものとする。
 - ・ 開催の日時及び場所
 - ・ 出席委員氏名
 - ・ 議事及び発言の要旨
- ② 会議録は、あらかじめ議長が指名した委員 1 名が、これを確認し、署名するものとする。
- ③ 会議録は、当該会議に提出された書類を添付し、市政情報コーナーに設置し、又、ホームページへ掲載するものとする。

(別記 1)

傍 聴 要 領

鴨川市地域福祉推進会議

1 傍聴の手続

- (1) 傍聴を希望する者は、会議開催の前日までに事務局へ申し出、会議開催日に会議開催場所
所で傍聴証（別記様式）の交付を受けるものとする。
- (2) 傍聴の申出の受付は、会議開催日の 1 週間前から先着順に行うこととし、定員になり次第、
受付を終了する。定員については、会議場の収容可能人員等を勘案し、あらかじめ事務局
において定め、会議の概要と合わせて公表する。
- (3) 傍聴証の交付を受けた者は、傍聴を終え退場しようとするときは、これを返還しなければ
ならない。
- (4) 定員は 5 名とする。

2 傍聴人の遵守事項

傍聴人は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) すべて議長及び事務局職員の指示に従うこと
- (2) 会議開催中は、静粛に傍聴し、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと
- (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないこと
- (4) 議長の許可を得ず、会議場において写真撮影、録画、録音等を行わないこと
- (5) 会議場において、飲食及び喫煙をしないこと
- (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯し、又は、はち巻、
腕章等を着用しないこと
- (7) (1)から(6)に定めるものの他、会議の支障となる行為をしないこと

3 その他

傍聴人がこの要領に違反するときは、議長はこれを制止し、その命令に従わないときは、
これを退場させることができる。

別記

傍 聴 証 第 ○ 号 鴨川市地域福祉推進会議
--

会 議 開 催 の お 知 ら せ

1 会 議 の 名 称	
2 議題及び 公開・非公開の別	
3 非公開とする理由 (非公開とする場合のみ)	
4 開 催 日 時	年 月 日 () 時から
5 開 催 場 所	
6 傍 聴 定 員	名
7 傍聴手続の方法	
8 問い合わせ先	
9 そ の 他	

傍 聴 受 付 票

所定の事項を記入のうえ、係員に渡してください。

氏 名	
住 所	
備 考	

傍 聴 要 領 （ 例 ）

鴨川市地域福祉推進会議

- 1 傍聴する場合の手続（※当日先着順に傍聴者を決定する場合）
傍聴の受付は、先着順に行います。したがって、定員になり次第、受付を終了します。

- 2 会議を傍聴するに当たって守っていただく事項
 - (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、会長の指示に従ってください。
 - (2) 会議開催中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と可否を表明しないでください。
 - (3) 会議開催中は、むやみに立ち歩かないでください。
 - (4) 会議場において、写真撮影、録画、録音等を行わないでください。ただし、会長の許可を得た場合は、この限りではありません。
 - (5) 会議場において、飲食及び喫煙はしないでください。
 - (6) 会議場において、張り紙、ビラ、プラカード、のぼり等を携帯したり、はち巻、腕章等を着用しないでください。
 - (7) その他会議の支障となる行為はしないでください。

- 3 傍聴者が2の事項に違反したときは、退場していただく場合があります。

○鴨川市地域福祉推進会議設置要綱

平成 24 年 3 月 23 日

告示第 30 号

(設置)

第 1 条 社会福祉法(昭和 26 年法律第 45 号)第 107 条の規定により本市が策定した鴨川市地域福祉計画(以下「計画」という。)の推進に当たり、住民、福祉事業関係者等の意見を聴くため、鴨川市地域福祉推進会議(以下「推進会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議は、次に掲げる事項について調査及び審議を行う。

- (1) 計画に基づく施策の総合的な調整に関すること。
- (2) 計画の推進及び見直しに関すること。
- (3) 他の健康福祉施策との調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、地域福祉に関して市長が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員 10 人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 福祉事業関係者
- (3) 計画の推進に関連する地域団体等の関係者

3 推進会議に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

4 委員長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱の日から平成 28 年 3 月 31 日までとする。ただし、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

第 5 条 推進会議の会議(以下「会議」という。)は、必要に応じて委員長が招集し、議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、会議に関係職員を出席させることができる。

5 委員長は、委員以外の関係者から意見を聴くことができる。

(検討部会)

第 6 条 地域福祉に係る専門の事項を調査し検討するため、推進会議に検討部会を置くことができる。

(庶務)

第 7 条 推進会議の庶務は、福祉課において処理する。

(その他)

第 8 条 この告示に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、委員長が推進会議に諮り定める

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(初回の会議における招集の特例)

2 第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、初回の会議については、市長が招集する。

(失効)

3 この告示は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、公文書の開示を請求する権利を明らかにするとともに、情報公開の総合的な推進に関し必要な事項を定め、市の保有する情報の一層の公開を図ることにより、市の諸活動を市民に説明する責務が全うされるようにし、もって市民参加による公正で開かれた市政の推進に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この条例において「実施機関」とは、市長(水道事業管理者の権限を行う市長を含む。)、教育委員会、選挙管理委員会、監査委員、農業委員会及び固定資産評価審査委員会並びに議会をいう。

2 この条例において「公文書」とは、実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書、図画及び電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。)であって、当該実施機関の職員が組織的に用いるものとして、当該実施機関が保有しているものをいう。ただし、次に掲げるものを除く。

- (1) 新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるもの
- (2) 市の図書館その他の施設において管理されている図書、資料、刊行物等であって、一般に閲覧若しくは視聴に供させ、又は貸し出すことができるとされているもの
- (3) 市の資料館その他の施設において、歴史的若しくは文化的な資料又は学術研究用の資料として特別の管理がされているもの

(実施機関の責務)

第 3 条 実施機関は、市民の公文書の開示を請求する権利を十分に尊重してこの条例を解釈し、運用するものとする。この場合において、実施機関は個人に関する情報がみだりに公にされることのないよう最大限の配慮をしなければならない。

2 実施機関は、この条例に基づく公文書の開示を行うほか、情報の提供及び公表を積極的に推進し、市政に関する情報の総合的な公開に努めなければならない。

(利用者の責務)

第 4 条 この条例の定めるところにより公文書の開示を請求しようとするものは、この条例の目的に即し、適正な請求に努めるとともに、これによって得た情報を適正に使用しなければならない。

第 2 章 公文書の開示

(開示請求権)

第 5 条 次に掲げるものは、この条例の定めるところにより、実施機関に対し、当該実施機関の保有する公文書の開示(第 5 号に掲げるものにあつては、そのものの有する利害関係に係る公文書の開示に限る。)を請求することができる。

- (1) 市の区域内に住所を有する者

- (2) 市の区域内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
- (3) 市の区域内に存する事務所又は事業所に勤務する者
- (4) 市の区域内に存する学校に在学する者
- (5) 前各号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務事業に利害関係を有すると認められるもの

(開示請求の手続)

第 6 条 前条の規定による開示の請求(以下「開示請求」という。)は、次に掲げる事項を記載した書面(以下「開示請求書」という。)を実施機関に提出してしなければならない。

(1) 開示請求をするものの氏名又は名称及び住所又は所在地並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名

(2) 公文書の名称その他の開示請求に係る公文書を特定するに足りる事項

2 実施機関は、開示請求書に形式上の不備があると認めるときは、開示請求をしたもの(以下「開示請求者」という。)に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、補正の参考となる情報を提供するように努めなければならない。

(公文書の開示義務)

第 7 条 実施機関は、開示請求があつたときは、開示請求に係る公文書に次の各号に掲げる情報(以下「不開示情報」という。)のいずれかが記録されている場合を除き、開示請求者に対し、当該公文書を開示しなければならない。

(1) 法令若しくは条例(以下「法令等」という。)の規定又は実施機関が法令の規定により従う義務を有する国等の機関の指示その他これに類する行為により、公にすることができないと認められる情報

(2) 個人に関する情報(事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。)であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの(他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報を除く。

ア 法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報
イ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報

ウ 当該個人が公務員等(行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成 11 年法律第 42 号)第 5 条第 1 号ハに規定する公務員等をいう。以下同じ。)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分

(3) 法人その他の団体(国、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律(平成 13 年法律第 140 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。)、地方公共団体及び地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。))を除く。以下「法人等」という。)に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であつて、次に掲げるもの。ただし、人

の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。

ア 公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの

イ 実施機関の要請を受けて、公にしないとの条件で任意に提供されたものであって、法人等又は個人における通例として公にしないこととされているものその他の当該条件を付することが当該情報の性質、当時の状況等に照らして合理的であると認められるもの

(4) 公にすることにより、人の生命、身体又は財産の保護、犯罪の予防又は捜査その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがある情報

(5) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であって、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの

(6) 市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、次に掲げるおそれその他当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの

ア 監査、検査、取締り、試験又は租税の賦課若しくは徴収に係る事務に関し、正確な事実の把握を困難にするおそれ又は違法若しくは不当な行為を容易にし、若しくはその発見を困難にするおそれ

イ 契約、交渉又は争訟に係る事務に関し、市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体又は地方独立行政法人の財産上の利益又は当事者としての地位を不当に害するおそれ

ウ 調査研究に係る事務に関し、その公正かつ能率的な遂行を不当に阻害するおそれ

エ 人事管理に係る事務に関し、公正かつ円滑な人事の確保に支障を及ぼすおそれ

オ 市、国若しくは他の地方公共団体が経営する企業、独立行政法人等又は地方独立行政法人に係る事業に関し、その企業経営上の正当な利益を害するおそれ

(部分開示)

第 8 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の一部に不開示情報が記録されている場合において、不開示情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができるときは、開示請求者に対し、当該部分を除いた部分につき開示しなければならない。ただし、当該部分を除いた部分に有意の情報が記録されていないと認められるときは、この限りでない。

2 開示請求に係る公文書に前条第 2 号の情報(特定の個人を識別することができるものに限る。)が記録されている場合において、当該情報のうち、氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分は、同号の情報に含まれないものとみなして、前項の規定を適用する。

(公益上の理由による裁量的開示)

第 9 条 実施機関は、開示請求に係る公文書に不開示情報(第 7 条第 1 号の情報を除く。)が記録されている場合であっても、公益上特に必要があると認めるときは、開示請求者に対し、当該公文書を開示することができる。

(公文書の存否に関する情報)

第 10 条 開示請求に対し、当該開示請求に係る公文書が存在しているか否かを答えるだけで、不開示情報を開示することとなるときは、実施機関は、当該公文書の存否を明らかにしないで、当該開示請求を拒否することができる。

(開示請求に対する措置)

第 11 条 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない。

2 実施機関は、開示請求に係る公文書の全部を開示しないとき(前条の規定により開示請求を拒否するとき、及び開示請求に係る公文書を保有していないときを含む。次項において同じ。)は、開示をしない旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨を書面により通知しなければならない。

3 実施機関は、第 1 項の規定により開示請求に係る公文書の一部を開示しないとき、又は前項の規定により開示請求に係る公文書の全部を開示しないときは、その理由を前 2 項に規定する書面に記載しなければならない。この場合において、公文書の開示しない部分又は公文書の全部が期間の経過により開示することができるようになることが明らかであるときは、その旨を付記しなければならない。

(開示決定等の期限)

第 12 条 前条第 1 項及び第 2 項の決定(以下「開示決定等」という。)は、開示請求があった日の翌日から起算して 14 日以内にしなければならない。ただし、第 6 条第 2 項の規定により補正を求めた場合にあつては、当該補正に要した日数は、当該期間に算入しない。

2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項に規定する期間を 46 日以内に限り延長することができる。この場合において、実施機関は、開示請求者に対し、遅滞なく、延長後の期間及び延長の理由を書面により通知しなければならない。

(開示決定等の期限の特例)

第 13 条 開示請求に係る公文書が著しく大量であるため、開示請求があった日の翌日から起算して 60 日以内にそのすべてについて開示決定等を行うことにより事務の遂行に著しい支障が生ずるおそれがある場合には、前条の規定にかかわらず、実施機関は、開示請求に係る公文書のうちの相当の部分につき当該期間内に開示決定等をし、残りの公文書については相当の期間内に開示決定等をすれば足りる。この場合において、実施機関は、同条第 1 項に規定する期間内に、開示請求者に対し、次に掲げる事項を書面により通知しなければならない。

(1) この条の規定を適用する旨及びその理由

(2) 残りの公文書について開示決定等を行う期限

(事案の移送)

第 14 条 実施機関は、開示請求に係る公文書が他の実施機関により作成されたものであるとき、その他他の実施機関において開示決定等を行うことにつき正当な理由があるときは、当該他の実施機関と協議の上、当該他の実施機関に対し、事案を移送することができる。この場合においては、移送をした実施機関は、開示請求者に対し、事案を移送した旨を書面によ

り通知しなければならない。

2 前項の規定により事案が移送されたときは、移送を受けた実施機関において、当該開示請求についての開示決定等をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関が移送前にした行為は、移送を受けた実施機関がしたものとみなす。

3 前項の場合において、移送を受けた実施機関が第 11 条第 1 項の決定(以下「開示決定」という。)をしたときは、当該実施機関は、開示の実施をしなければならない。この場合において、移送をした実施機関は、当該開示の実施に必要な協力をしなければならない。

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第 15 条 開示請求に係る公文書に市、国、独立行政法人等、他の地方公共団体、地方独立行政法人及び開示請求者以外のもの(以下この条、第 20 条及び第 21 条において「第三者」という。)に関する情報が記録されているときは、実施機関は、開示決定等をするに当たって、当該情報に係る第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を通知して、意見書を提出する機会を与えることができる。

2 実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、開示決定に先立ち、当該第三者に対し、開示請求に係る公文書の表示その他必要な事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。

(1) 第三者に関する情報が記録されている公文書を開示しようとする場合であって、当該情報が第 7 条第 2 号イ又は同条第 3 号ただし書に規定する情報に該当すると認められるとき。

(2) 第三者に関する情報が記録されている公文書を第 9 条の規定により開示しようとするとき。

3 実施機関は、前 2 項の規定により意見書の提出の機会を与えられた第三者が当該公文書の開示に反対の意思を表示した意見書を提出した場合において、開示決定をするときは、開示決定の日と開示を実施する日との間に少なくとも 2 週間を置かななければならない。この場合において、実施機関は、開示決定後直ちに、当該意見書(第 19 条及び第 20 条において「反対意見書」という。)を提出した第三者に対し、開示決定をした旨及びその理由並びに開示を実施する日を書面により通知しなければならない。

(開示の実施)

第 16 条 公文書の開示は、文書又は図画については閲覧又は写しの交付により、電磁的記録についてはその種別、情報化の進展状況等を勘案して規則で定める方法により行う。ただし、閲覧の方法による公文書の開示にあつては、実施機関は、当該公文書の保存に支障を生ずるおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるときは、その写しにより、これを行うことができる。

(他の制度との調整)

第 17 条 実施機関は、法令等の規定により、何人にも開示請求に係る公文書が前条本文に規定する方法と同一の方法で開示することとされている場合(開示の期間が定められている場合にあつては、当該期間内に限る。)には、同条本文の規定にかかわらず、当該公文書については、当該同一の方法による開示を行わない。ただし、当該法令等の規定に一定の場合には開示をしない旨の定めがあるときは、この限りでない。

2 法令等の規定に定める開示の方法が縦覧であるときは、当該縦覧を前条本文の閲覧とみなして、前項の規定を適用する。

(手数料等)

第 18 条 開示決定を受けて公文書の開示を受けるものは、別表に定める手数料を納めなければならない。ただし、特別の理由があると認めるときは、手数料を減額し、又は免除することができる。

2 第 16 条の規定により写しの交付の方法により公文書の開示を受けるものは、前項の手数料のほか、規則で定めるところにより、当該写しの作成に要する費用を負担しなければならない。

第 3 章 不服申立て

(審査会への諮問)

第 19 条 開示決定等について行政不服審査法(昭和 37 年法律第 160 号)による不服申立てがあったときは、当該不服申立てに対する決定をすべき実施機関は、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、鴨川市情報公開及び個人情報保護審査会に諮問しなければならない。

(1) 不服申立てが不適法であり、却下するとき。

(2) 不服申立てに係る開示決定等(開示請求に係る公文書の全部を開示する旨の決定を除く。以下この号及び第 21 条において同じ。)を取り消し、又は変更し、当該不服申立てに係る公文書の全部を開示することと決定するとき。ただし、当該開示決定等について反対意見書が提出されているときを除く。

(諮問をした旨の通知)

第 20 条 前条の規定により諮問をした実施機関は、次に掲げるものに対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

(1) 不服申立人及び参加人

(2) 開示請求者(開示請求者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(3) 当該不服申立てに係る開示決定等について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が不服申立人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの不服申立てを棄却する場合等における手続)

第 21 条 第 15 条第 3 項の規定は、次の各号のいずれかに該当する決定をする場合について準用する。

(1) 開示決定に対する第三者からの不服申立てを却下し、又は棄却する決定

(2) 不服申立てに係る開示決定等を変更し、当該開示決定等に係る公文書を開示する旨の決定(第三者である参加人が当該公文書の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第 4 章 情報公開の総合的推進

(実施機関の保有する情報の提供に関する施策の充実)

第 22 条 市は、その保有する情報の公開の総合的な推進を図るため、実施機関が保有する情報を適時に、かつ、適切な方法で市民に提供するための施策の充実に努めるものとする。

2 実施機関は、刊行物、資料その他市民が必要とする情報を積極的に収集し、これらを提供するよう努めるものとする。

(附属機関等の会議の公開)

第 23 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき設置する附属機関及びこれに類するもの(以下「附属機関等」という。)の会議は、公開する。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 法令等に特別の定めがある場合

(2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営が著しく阻害されると認められる場合

(3) 不開示情報が含まれる事項について審議、調査等を行う場合

2 前項本文の規定により公開した附属機関等の会議は、その概要を記録した会議録(当該会議録に不開示情報が含まれる場合は、当該不開示情報の部分を除いた部分とする。)を一般の閲覧に供するものとする。

(出資法人の情報公開)

第 24 条 市が資本金等を 2 分の 1 以上出資している法人は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(指定管理者の情報公開)

第 25 条 指定管理者(地方自治法第 244 条の 2 第 3 項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。)は、この条例の趣旨にのっとり、その保有する情報の公開に関し必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 指定管理者は、実施機関からその保有する情報の提供を求められたときは、これに応じるよう努めなければならない。

(申出による開示)

第 26 条 実施機関は、第 5 条の規定により開示請求をすることができるもの以外のものから公文書の開示の申出があった場合において、公益上の必要があると認めるときは、これに応ずるよう努めなければならない。

2 第 18 条の規定は、前項に規定する公文書の開示に準用する。

第 5 章 補則

(公文書の管理)

第 27 条 実施機関は、この条例の適正かつ円滑な運用に資するため、公文書の分類、作成、保存及び廃棄に関する基準その他の公文書の管理に関する事項を定め、公文書を適正に管理するものとする。

(開示請求をしようとする者に対する情報の提供等)

第 28 条 実施機関は、開示請求をしようとするものが容易かつ的確に開示請求をことができるよう、当該実施機関が保有する公文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとするものの利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

(運用状況の公表)

第 29 条 市長は、毎年 1 回、各実施機関の情報公開制度の運用状況を取りまとめ、これを公表するものとする。

(委任)

第 30 条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。